



令和5年度 概算要求等

地域脱炭素に関する令和5年度概算要求等に関する説明会
(市町村向け)

令和4年9月





【令和5年度要求額 40,000百万円（20,000百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを2021年4月に表明した。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援します。

2. 重点対策加速化事業への支援

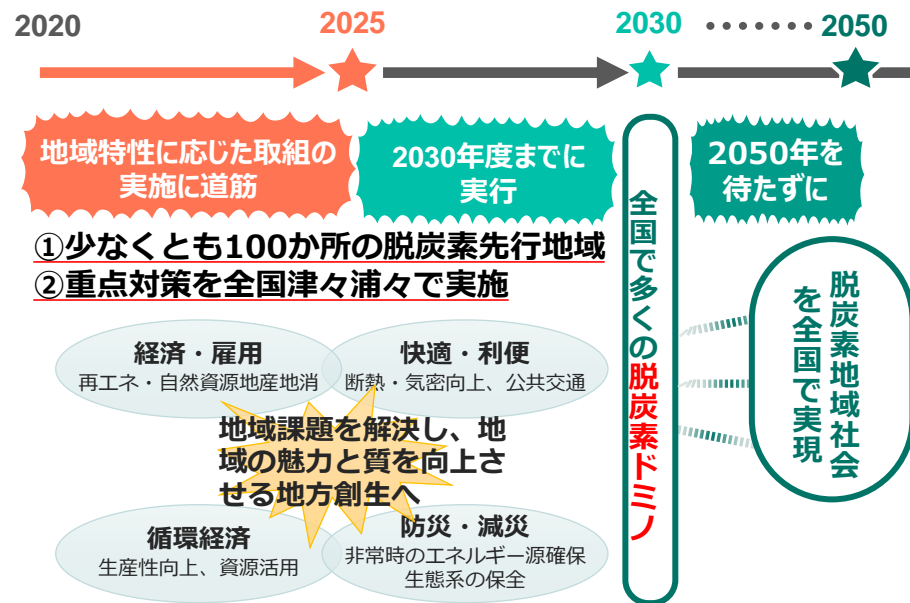
再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援します。

3. 事業スキーム

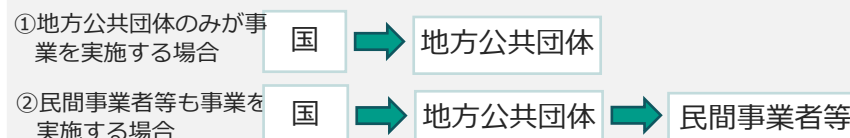
■ 事業形態	交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※ 重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
■ 交付対象	地方公共団体等
■ 実施期間	令和4年度～令和12年度

※財力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部 3 / 4

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



脱炭素先行地域とは？

- 2050年カーボンニュートラルに向けた道筋を示すため、地方自治体が地元企業・金融機関と連携して、地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を目指すとともに脱炭素に向かう取組を行う地域。
- 民生部門の電力消費に伴うCO₂排出に関する取組を中心としながら、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する。
- 2025年までに少なくとも100か所選定する。現在第2回の選定中。以降も、年2回程度、2025年度まで募集実施予定。

要件 (1-1) 2030年度までに、脱炭素先行地域内の**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ**を実現すること。

(1-2) 地域特性に応じた温暖化対策の取組（1-1を除く。）を地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること。

(2) 再エネポテンシャル等を踏まえた**再エネ設備の最大限の導入**

(3) 脱炭素の取組に伴う**地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上**

(4) 先行地域の範囲・規模の特定

(5) 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）

(6) 取組の進捗管理の実施方針及び体制

(7) 改正温対法に基づく実行計画の策定等

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業 上限50億/計画	重点対策加速化事業 上限20億/計画
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市: 1MW以上、その他の市町村: 0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備: 太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備: 地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例: 公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例: 未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例: 新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例: ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例: 地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p style="font-size: small;">〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)。 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。	



屋根置き自家消費型太陽光発電



木質バイオマスのエネルギー利用



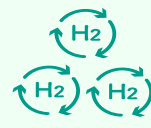
家畜排せつ物のエネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメントシステム導入



再エネ水素利用



住宅建築物のZEB/ZEH



省エネ設備の最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度要求額 5,000百万円（800百万円）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

4. 事業イメージ

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等その他の再エネの導入調査・事業実施体制構築支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

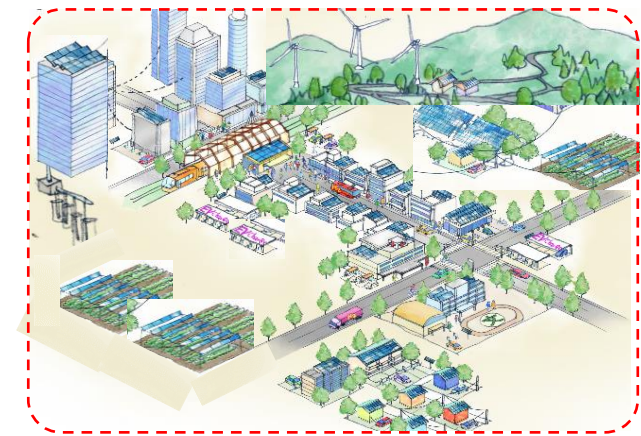
(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

(2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ②地域の脱炭素化実装に向けた支援事業
- ③公共施設等への再エネ導入加速化支援事業

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業



3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助 (定率) (2)(3)委託事業
- 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)(3)民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※ (1) ③は令和4年度～、(2) ②は令和4年度～、
(2) ③は令和5年度～、(3) ②③は令和5年度～

- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域の設定に係る合意形成等の実施による計画策定を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の合意形成、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適切な環境配慮に係る調査検討や、地域住民等による合意形成等）を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

太陽光発電設備等の未設置箇所（自治体所有施設・所有地等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

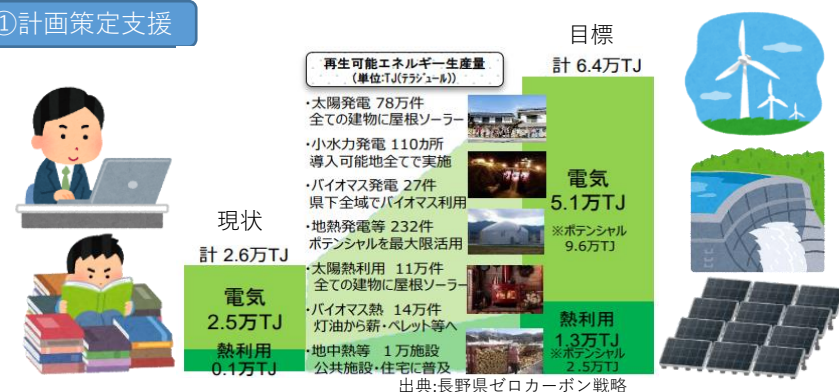
地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助 定率 ①②③ 3/4、④ 2/3、1/2、1/3 上限 ①③ 1,000万円、② 3,500万円、④ 2,000万円
■ 補助対象	①② 地方公共団体、③④ 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
■ 実施期間	令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～

4. 事業イメージ

① 計画策定支援



② 合意形成支援



③ 導入調査支援



④ 体制構築支援



計画的・段階的な脱炭素への取組みへ

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度要求額 7,000百万円 (2,000百万円)】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助
 - 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業者として、地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
 - 実施期間 令和3年度～令和7年度
- ①都道府県・指定都市：1/3
市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2
市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- ②1/2（上限：500万円/件）

4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入



防災拠点および行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション



省エネルギー設備等



お問合せ先：

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
- ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業

◆ ①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。

- ◆ ①及び②における優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が建築物木材利用促進協定を締結している事業
 - ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により建替えを行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2 / 3 ~ 1 / 2 (上限5億円) ② 3 / 5 ~ 1 / 3 (上限5億円) 委託事業 ③
- 委託先及び補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度~令和6年度 ②平成31年度~令和6年度 ③令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ~10,000m ²	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※地方公共団体は人口20万人未満のみ対象
※①では、EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆ ①に関する主な補助要件：
- 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
 - 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が建築物木材利用促進協定を締結している事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2 / 3（上限5億円））
- 補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※地方公共団体は人口20万人未満のみ対象
※①では、EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ② 既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
- ② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）
- 補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・ 既存建築物において30%以上のCO2削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・ テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・ 空き家等において15%以上のCO2削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3



【令和5年度要求額 3,400百万円（1,320百万円）】

再エネと電動車の同時導入を支援することによって、地域交通等における移動の脱炭素化を促進するとともに、ライフスタイルの変革を目指します。

1. 事業目的

- EV等は動く蓄電池として地域再エネの需要調整に資するほか、災害時は非常電源としての活用も期待できることから、地域における再エネの導入とともに、カーシェア、地域交通、物流網の電動化を支援し、（1）移動・物流の脱炭素化、（2）シェアリング・エコノミーの拡大、（3）ライフスタイルの変革を目指す。
- 新たに導入する電動車の支援だけでなく、需要サイドに対する電動車購入インセンティブ向上を目指し、電動車購入促進に係る仕組みを検討する。

2. 事業内容

（1）再エネ×電動車を活用した地域交通等脱炭素化促進事業（一部 国土交通省 連携事業）

- ①地域交通等のグリーン化に向けたEV等普及促進事業
- ②EV等活用マスタープラン策定支援事業

（2）バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業（一部 経済産業省 連携事業）

- ①バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業
- ②バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスタープラン策定）事業
- ③地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業

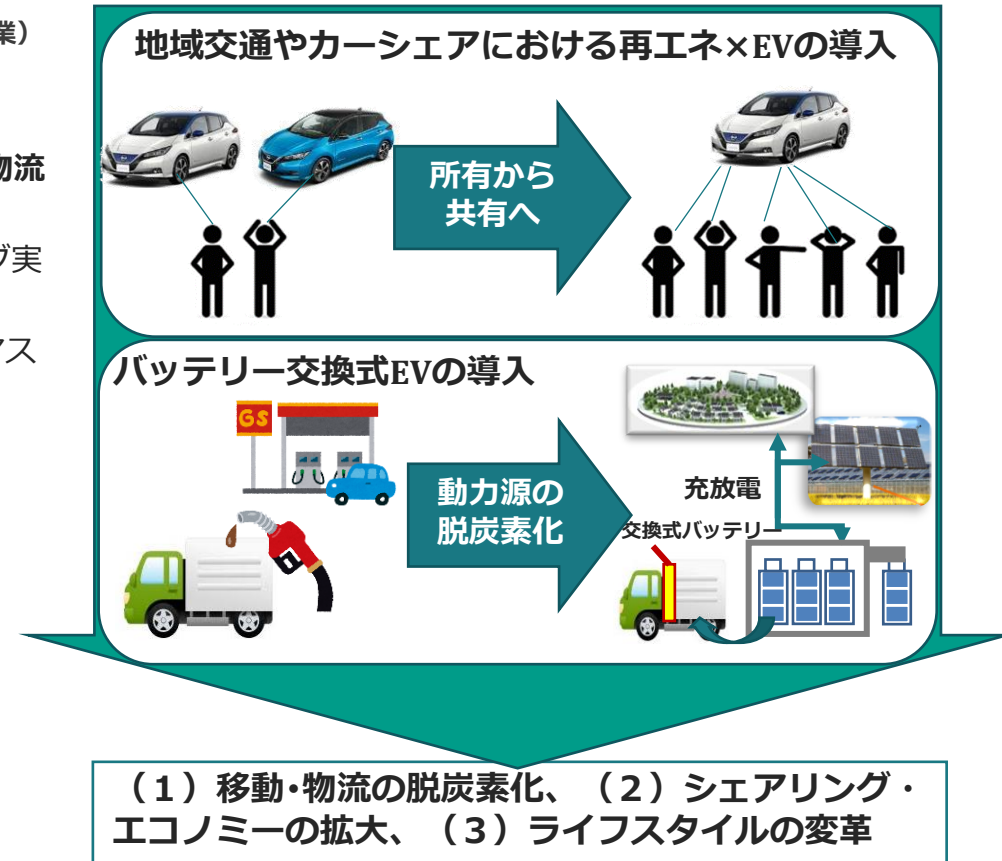
（3）ビッグデータを活用したゼロカーボン・ドライブ等強化促進事業

- ①ビッグデータを活用したゼロカーボン・ドライブ等強化促進事業
- ②ゼロカーボンライフ/ワークスタイルモデル事業取組状況評価・検証事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託、間接補助事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
 - (1) 令和5年度～令和9年度
 - (2) 令和2年度～令和6年度
 - (3) ①令和3年度～令和5年度
②令和4年度～令和7年度
- 実施期間

4. 事業イメージ



地域・くらしの脱炭素型交通等モデル構築加速化事業（一部国土交通省、経済産業省連携事業）のうち （1）再エネ×電動車を活用した地域交通等脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



再エネと同時にカーシェアや地域交通にEV等を導入し、シェアリングエコノミーや地域住民の移動手段確保、地域のレジリエンス強化を同時に促進します。

1. 事業目的

- カーシェアやレンタカー等の多数でシェアリングする車両や、地域交通や物流網を担っている車両を電動化するとともに、再エネ設備をセットで導入することによって、移動の脱炭素化を図るとともに、所有から共有の移行を促進し循環経済の実現を目指す。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用や、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

2. 事業内容

①地域交通等のグリーン化に向けたEV等普及促進事業

カーシェアやレンタカー等の多数でシェアリングする車両、地域交通や物流網を担っている車両等（※）について、EV等を新規導入し、同時に再エネを活用する取組を支援。また、公共施設等の災害拠点化による地域のレジリエンス強化を目指し、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援。加えて、地域の充電インフラ拡充を目的にオプションにて急速充電器等の導入も支援。

（※）トラック、バス、タクシー

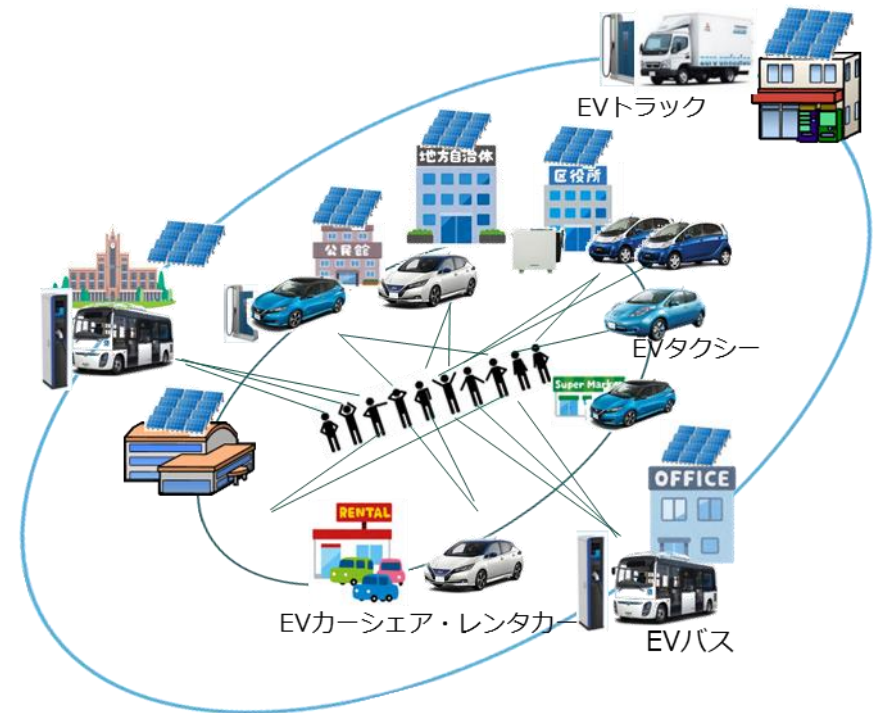
②EV等活用マスタープラン策定支援事業

①のメニュー活用を前提としたマスタープランの策定を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2、1/3、1/4、定額等 ※一部上限あり）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

エネ特ポータル



[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [地球環境・国際環境協力](#) > 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等を掲載しています。

補助・委託事業を探す

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。絞り込み検索や、キーワードを入力しての事業検索ができます。ぜひ一度お試しください。



エネ特ポータルでできること

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）



▶ 本文へ | ▶ 音声読み上げ・文字拡大 | ▶ 各種窓口案内 | ▶ サイトマップ

日本語 | English

エネ特トップ

エネ特とは

事業一覧

申請フロー

活用事例

パンフレット

よくある質問

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [地球環境・国際環境協力](#) > [エネ特ポータル](#) > 令和5年度（2023年度）概算要求 脱炭素化事業一覧

令和5年度（2023年度）概算要求 脱炭素化事業一覧

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。

公募や入札情報は「▶ [補助・委託事業の申請フロー](#)」ページ記載のリンクよりご確認ください

事業一覧（53件）

キーワード検索



すべての詳細を開く +

1. 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域とくらしの創造

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



令和5年度要求額 40,000百万円（うち要望額 20,000百万円）（20,000百万円）

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業



- (1) ゼロ北ハンドブック**
- (2) ゼロ北メーリス**
- (3) ゼロ北テラス**

- (4) 地域脱炭素マッチング会**

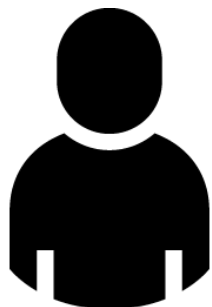
(1) ゼロ北ハンドブック

http://hokkaido.env.go.jp/earth/post_143.html

ゼロ北ハンドブック



- **7つの地方支分部局**（総合通信局、農政事務所、森林管理局、経済産業局、開発局、運輸局、環境事務所）+ 道庁の脱炭素関連補助施策が1冊に。
- 機関別ではなく、**やりたいことから事業検索が可能**な構成。
- 民間事業者編を **9月末日処で公表予定**



建物の省エネ化に興味があるが、どうすればよいか。

(1) ゼロ北ハンドブック

目次

8	交通網を整備したい！	...17
9	電動車(EV)を導入したい！	...18
10	建物の省エネ化をしたい！	...19
10-1	省エネ改修・省CO2設備導入	
10-2	ZEB	
11	公共施設の種別ごとに使えるものを検討したい！	...20
11-1	廃棄物処理施設・浄化槽	
11-2	上下水道・ダム施設	
11-3	国立公園利用施設	
11-4	温泉施設	
11-5	空港施設	
11-6	港湾施設	
11-7	漁港施設	
12	脱炭素な観光を実施したい！	...21
13	普及促進を実施したい！	...22
14	吸収源対策を実施したい！	...23
14-1	森林整備	
14-2	ブルーカーボン	
15	農林水産業の脱炭素化を実現したい！	...24
16	先進技術を導入したい！	...25
17	デジタル基盤を整備したい！	...25
18	炭層を活用したい！	...25

10 建物の省エネ化をしたい！

10-1 省エネ改修・省CO2設備導入

研修・相談・専門技術者の派遣を受けたい

57 58

この事業がよさそう！

省エネ診断を行いたい

58 59

省エネ設計を行いたい

58

省エネ改修・設備導入を行いたい

58 60 61

10-2 ZEB

新築建築物をZEB化したい

62

既存建築物をZEB化したい

63

※10-1、10-2ともに **08** も御活用できます。

※まちづくりと一体となって実施する場合には、**7-1** も御参照ください。

(1) ゼロ北ハンドブック

中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業のうち

エネルギー利用最適化診断事業・情報提供

59

事業内容

- ① エネルギー利用最適化診断事業
工場・ビル等のエネルギー管理状況を診断し、AIやIoT等を活用した運用改善や再エネ導入提案等を支援する。
- ② 情報提供事業
エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣等を支援する。

補助対象物

- ① エネルギー診断に係る費用の一部
- ② 講師派遣に係る費用

補助対象者

- ① 中小企業者又は年間のエネルギー使用量が一定規模（原則、原油換算値で1,500kl未満）の工場・事業場等
※地方公共団体における活用については、執行団体にお問い合わせください。
- ② 地方公共団体、事業者等

問い合わせ先

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※上記は、令和3年度公募内容をもとに記載しています。

エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。



【改善提案例】

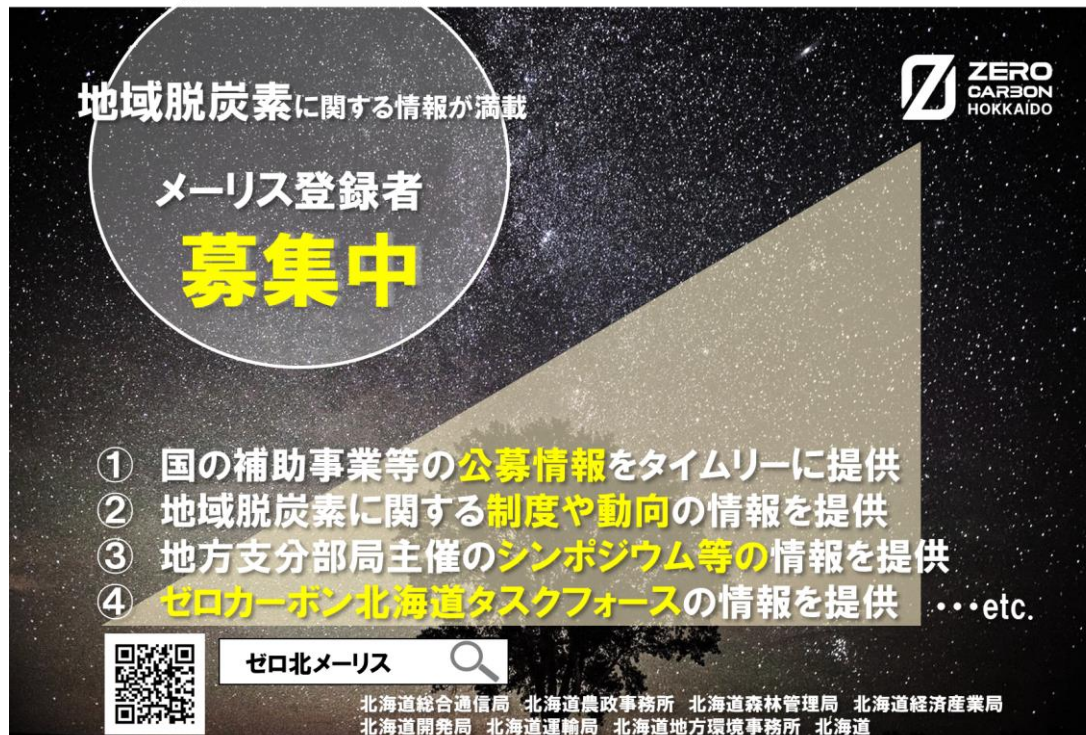
- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・再エネ設備の導入支援

情報提供

- ・成功事例の横展開
- ・エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣



(2) ゼロ北メーリス



地域脱炭素に関する情報が満載

ZERO CARBON HOKKAIDO

メーリス登録者
募集中

- ① 国の補助事業等の**公募情報**をタイムリーに提供
- ② 地域脱炭素に関する**制度や動向**の情報を提供
- ③ 地方支分部局主催の**シンポジウム等**の情報を提供
- ④ **ゼロカーボン北海道タスクフォース**の情報を提供 ...etc.

ゼロ北メーリス

北海道総合通信局 北海道農政事務所 北海道森林管理局 北海道経済産業局
北海道開発局 北海道運輸局 北海道地方環境事務所 北海道

メールにて「氏名」「所属」「登録を希望するメールアドレス」をお知らせください。

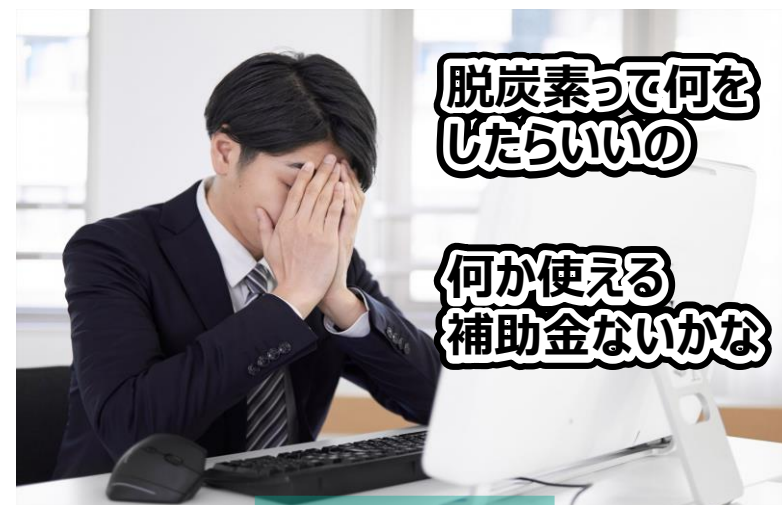
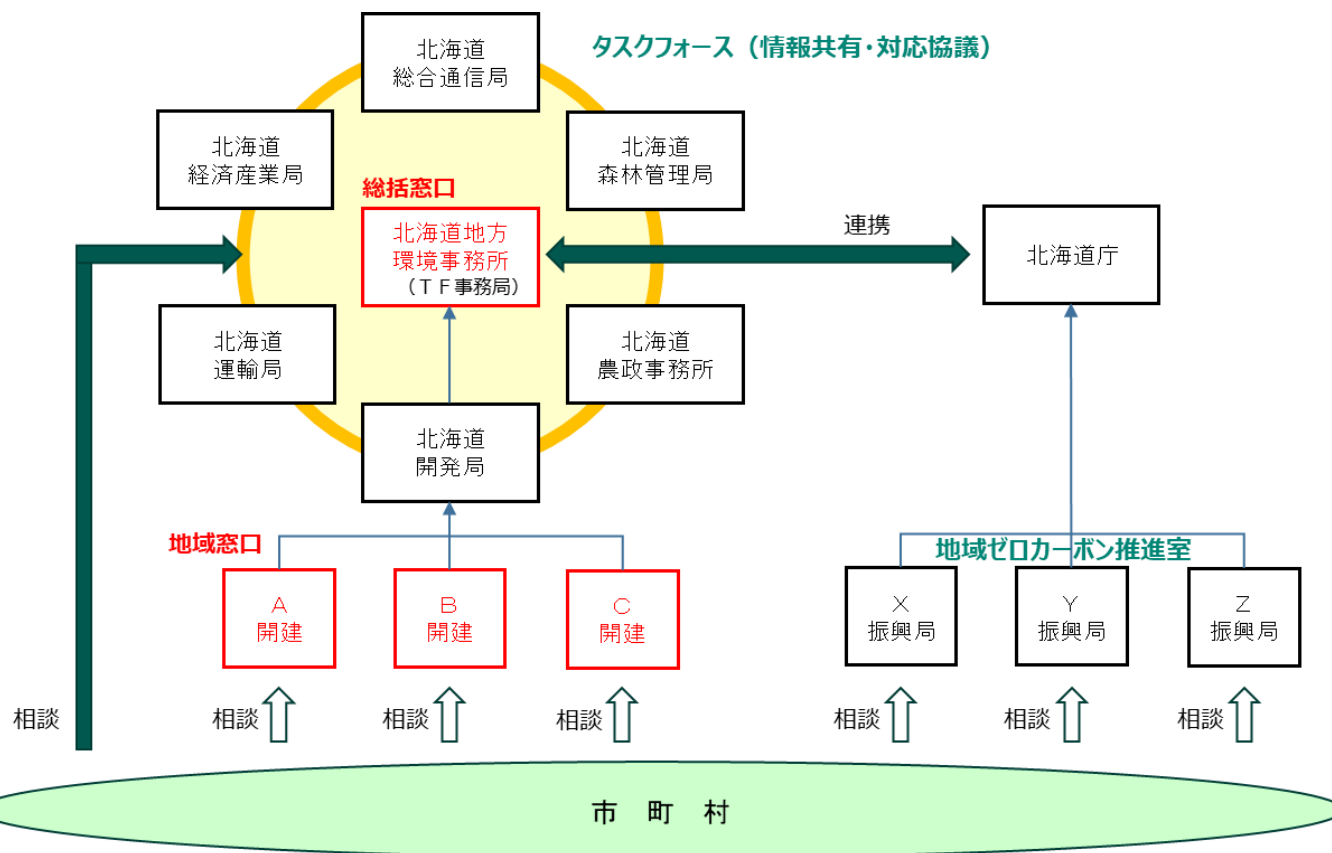
【登録メールの送付先】

送信先：CN-HOKKAIDO@env.go.jp

【件名】「ゼロ北メーリス（地方自治体向け）登録希望」もしくは
「ゼロ北メーリス（民間事業者向け）登録希望」

(3) ゼロ北テラス

脱炭素に関して、どこでもなんでも 質問受け付けます。



関係機関どこにでも相談可能！
相談内容に応じ、関係機関同士で**情報共有、対応協議**を行うことによりあらゆる相談に対応します！

(3) ゼロ北テラス

相談先

- 総括窓口 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室
TEL : 011-299-2460
Mail : CN-HOKKAIDO@env.go.jp

北海道総合通信局
情報通信部情報通信振興課
TEL : 011-709-2311(内4716)
Mail:chousei-k@soumu.go.jp

北海道農政事務所
企画調整室
TEL : 011-330-8801
Mail: hokkaido_kikaku@maff.go.jp

北海道森林管理局
総務企画部企画課
TEL : 011-622-5228
Mail:h_kikaku@maff.go.jp

北海道経済産業局
資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課
TEL : 011-709-2311(内2702、2703)
Mail: hokkaido-shigen@meti.go.jp

北海道開発局
開発監理部開発連携推進課
TEL : 011-709-2311(内5417、5418)
Mail:hkd-ky-zeroarbon@gxb.mlit.go.jp

北海道運輸局
交通政策部環境・物流課
TEL : 011-290-2726
Mail: hkt-kanbutsu-sa1tsu@gxb.mlit.go.jp

(3) ゼロ北テラス（開発建設部）

開発建設部	名称	電話	e-mail
札幌開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	011-611-0281（直通）	hkd-sp-sakken-81h@gxb.mlit.go.jp
函館開発建設部地域振興対策室	地域支援窓口	0138-42-7740（直通）	hkd-hk-tiikishinkou@gxb.mlit.go.jp
小樽開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0134-23-8035（直通）	hkd-ot-kouhou@gxb.mlit.go.jp
旭川開発建設部地域振興対策室	旭建なんでも相談所 （地域支援相談窓口）	0166-32-3079（直通）	hkd-as-chiiki@gxb.mlit.go.jp
室蘭開発建設部地域振興対策室	地域活力推進窓口	0143-25-7053（直通）	hkd-mr-info@gxb.mlit.go.jp
釧路開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	0154-24-7395（直通）	hkd-ks-chiiki@gxb.mlit.go.jp
帯広開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	0155-24-3195（直通）	hkd-ob-katsuryoku@gxb.mlit.go.jp
網走開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0152-44-6851（直通）	hkd-ab-chiiki@gxb-mlit.go.jp
留萌開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0164-42-2395（直通）	hkd-rm-chiiki@gxb.mlit.go.jp
稚内開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0162-33-1185（直通）	hkd-wk-chiiki-81y@gxb.mlit.go.jp

(4) 地域脱炭素マッチング会

背景

- 地域脱炭素の推進に向けて、市町村はいかに民間企業を巻き込むかが重要
- 専門性を有する民間企業としても、地域と一緒にまちづくりをしたいニーズが増加
→ 現状では、市町村と企業が出会える機会がないことが課題となっている

趣旨

- 地域脱炭素化に関する困り事・ニーズを持つ市町村と、解決できる強み・シーズを持つ企業とがマッチングできる機会を提供し、地域脱炭素の取組を加速させる

● 内容・プログラム案

		【イントロダクション】	第1回 【マッチング会】	第2回 【マッチング会】
日時		8月24日（水）	10月26日（水）	1月18日（水）
プログラム「2時間」	①開会・挨拶	・環境省挨拶、趣旨説明等		
	②プレゼン	<u>脱炭素先行地域のパートナー企業による取組事例発表</u>	<u>企業のプレゼン</u> 地域脱炭素に向けた取組及びソリューション発表	<u>市町村のプレゼン</u> 地域脱炭素に向けた取組及びニーズの発表
	③座談会	・座談会形式による発表内容や取組事例の深掘り ・チャットによる質問受付・回答		
	④閉会		・マッチングの実施	・マッチングの実施

【市町村】
脱炭素って、何から取組めば良いかわからない

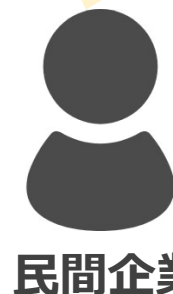
【民間企業】
地域脱炭素の支援をしたいけど、市町村へのアプローチはどうすれば良いだろう

【市町村】
一緒に脱炭素に取り組んでくれる企業を見つけたい



市町村

マッチング



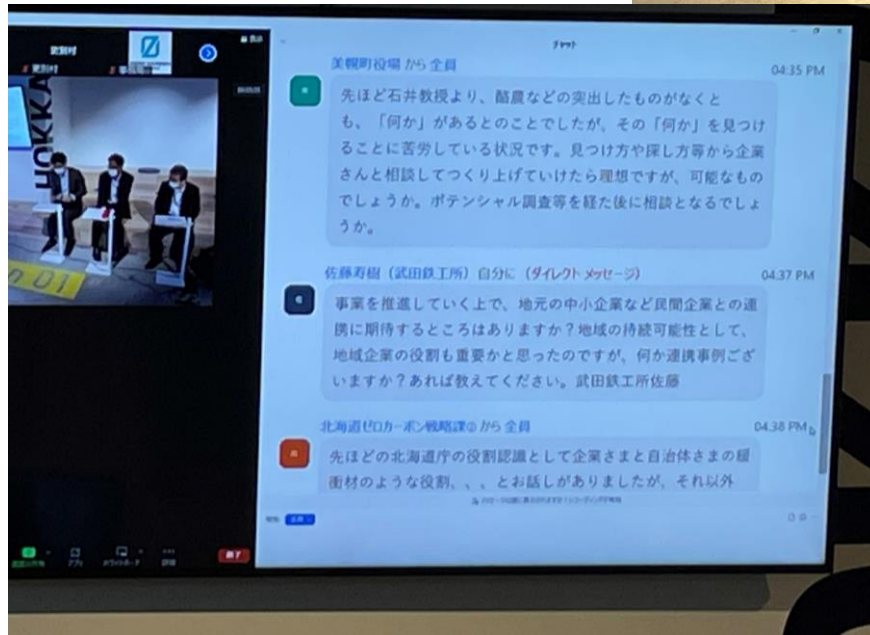
民間企業



地域脱炭素の
加速・推進



(4) 地域脱炭素マッチング会



おわりに

脱炭素に関して、
お気軽に地方環境事務所までお問合せください！

やりたいことに対して、
使える制度が分からない…

いろんな分野にまたがっていて、
どこに相談したらいいかわから
ない…

こういう制度があったらいいの
に…

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室
★今年度から、各地域担当もいます！

電話：011-299-2460

メールアドレス：CN-HOKKAIDO@env.go.jp